

## がん対策推進協議会のスケジュールについて（案）

- 都道府県はがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本として、都道府県がん対策推進計画を策定することとなっており、その策定に当たっては、医療法に基づく医療計画等と調和の保たれたものとしている（がん対策基本法第11条）。
  
- 医療計画等の見直しが平成19年度中に行われる予定となっていることを踏まえ、平成19年度のできるだけ早い段階で基本計画を策定する必要がある。
  
- よって、スケジュールと議題については概ね以下のとおりとしてはどうか。
  - ・ 5月上旬 基本計画（原案）について
  - ・ 5月下旬 基本計画（案）諮問・答申
  - ・ 並行して基本計画の案に対する国民からの意見募集を実施
  
- なお、基本計画（案）の諮問答申後、基本計画を閣議決定し、国会へ報告することとなる。